

あんしん居住推進事業を活用する5つのポイント

補助の要件について

その1 特定の入居対象者しか入れないと聞きましたが・・・

賃貸住宅入居者の約半数が対象者です！

- 賃貸住宅にお住いの44%^{※1}は、本事業の入居対象者になります。
- 改修後3年目以降は、入居対象者以外の方も入居^{※2}可能です。
※1：60歳未満の単身世帯、公営住宅は除く（国土交通省調査による）
※2：居住支援協議会が認め、2年以内の定期建物賃貸借による契約に限ります。

その2 既に国の補助金を使った物件の申請は可能でしょうか・・・

申請可能です！

- 従前の住宅セーフティネット整備事業などの補助事業を使った場合でも、補助対象になります。
- 地方公共団体が実施している耐震改修等の補助制度との併用も可能です。

その3 パソコンによる登録・更新作業が大変そう・・・

登録・更新作業は簡単です！

- 登録・更新作業は20分程度で終わる簡単なものです。
- 入力にあたりお困りの際は、お気軽に支援室（03-6214-5806）までご相談ください。
- 登録・更新していただいた情報は、無料であんしん住宅の専用サイトに一般公開しますので、入居促進につながることを期待されます。

補助額について

その4 改修工事の補助対象範囲が狭いのでは・・・

住戸内の設備改修工事や共用部工事も対象です！

- 従前の事業では、専用部分の改修は手すりの設置などに限定していましたが、本事業では水回りなどの設備を改修する工事も補助対象となりました。
【平成27年度に多く申請された工事例】
住宅の間取りの変更に係る改修工事
住宅設備（キッチン回り、トイレ（和式から洋式への変更等）・ユニットバスなど）の改修工事
- さらに、共用部分の工事も補助対象になります。
【平成27年度に多く申請された工事例】
断熱性・気密性を向上させる外壁・窓の改修工事（付帯工事を含む）、防犯カメラの設置工事、住宅に接続するスロープの設置工事 等

その5 1戸あたり50万円の補助金ではメリットが小さいのでは・・・

補助額が増える場合があります!!

- 小規模な改修工事においても、上記のように、水回りなどの設備を改修する工事も補助対象となりますので、補助額が増える場合があります。

例)	全体の工事費	うち補助対象工事費	補助額
従前の事業	200万円	→ 100万円	→ 33万円
あんしん居住推進事業	200万円	→ 150万円	→ 50万円

(対象範囲拡大)